

「令和6年度（2024年度）北海道医療勤務環境改善支援センター運営事業委託業務」
企画提案（プロポーザル）説明書

令和6年度（2024年度）北海道医療勤務環境改善支援センター運営事業委託業務に係る企画提案提出に関する詳細は、次のとおりです。

1 事業の目的

医師や看護師をはじめとした医療従事者の確保を図るため、医療機関自らが勤務環境の改善を進め、離職防止・定着の対策を講ずることができるよう、医療機関の自主的な取組に対して支援を行う。

2 委託業務内容

医療法第30条の21に基づき北海道が設置した「北海道医療勤務環境改善支援センター」において、次の業務を行い、医療機関における勤務環境改善を促進するための総合的・専門的な支援を行う。

(1) 自主的・自立的に勤務環境改善に取り組む医療機関への支援

- ア 勤務環境改善に関する医療機関からの電話、来所、メールなどによる相談への対応
- イ 北海道医療勤務環境改善支援センターの円滑な運営のため、北海道、北海道労働局、北海道医師会、北海道看護協会など関係機関間における情報共有を図る実務者連絡会議の開催
- ウ 医療勤務環境改善計画策定に向けた支援及び策定後の支援
- エ 医療機関における勤務環境改善に係る取組・進捗状況の把握、分析及び先進事例の情報提供
- オ 医療機関において勤務環境改善を実施するモデル医療機関の選定及び支援
- カ 医療勤務環境改善マネジメントシステムやシステム導入の手引きの活用等に関する研修の開催
- キ 地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度に係る医師等勤務時間短縮計画策定に関する助言等
- ク 医療機関における勤務環境改善の重要性や北海道医療勤務環境改善支援センターの活動等を周知するための普及啓発

(2) 医師の時間外労働の上限規制に対応した支援

- ア 特定労務管理対象機関の指定を受ける医療機関の労働時間短縮計画策定に向けた支援及び策定後の支援
- イ 宿日直許可の取得が必要な医療機関への支援（宿日直許可取得事例の情報提供、関係機関との調整・対応等）
- ウ 特定労務管理対象機関の指定を受ける医療機関が医療機関勤務環境評価センターの評価を受けるための事前相談及び評価後の改善支援
- エ 特定労務管理対象機関に指定された医療機関における医師の労働時間の短縮に向けた支援
- オ 時間外労働上限規制適用後の医療機関の取組における様々な課題に対応した支援
- カ 医療法に基づく立入検査で指摘を受けた医療機関における改善に向けた取組への支援

3 契約期間

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

4 予算上限額

16,961千円（消費税及び地方消費税含む）

5 参加資格

- (1) 道内に本部、支部等を有し、医療に関する公益的な事業を実施する特定非営利法人またはその他の法人であって、当該業務を適切に実施する能力を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (5) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。
- (6) 暴力団関係事業者等ではないこと。
- (7) 道税、消費税及び地方消費税を滞納している者ではないこと。
- (8) 次の届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

6 プロポーザル審査の考え方

参加表明を行った事業者から提出された企画提案を審査委員会で判断する企画競争を実施し、最も適切と思われる企画提案を行った事業者と見積書の条件が合致した場合に業務を委託する。

なお、審査において重視する項目は、以下のとおりである。

- (1) 企画提案の適切性
 - ア 事業の目的及び企画提案指示に沿った内容となっているか。
 - イ 各業務の企画、事業量及び実施手順は適当か
- (2) 業務遂行能力
 - 確実に業務を遂行するための運営体制が確保されているか。

7 企画提案に係るヒアリング

- (1) 提出された企画提案書について、審査委員会においてヒアリングを実施する。
- (2) ヒアリングの日時及び場所等は別途通知する。

なお、ヒアリングに参加しなかった場合は、企画提案書は無効とする。
- (3) ヒアリングで使用する資料は、提出された企画提案書のみで行うこととし、追加資料の配付は認めない。

8 手続き等

- (1) 担当部局

北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課企画調整係
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号（代表） 011-231-4111 内線25-322
（直通） 011-204-5248
- (2) 公募型プロポーザル実施説明書等の交付期間及び交付場所
 - ア 交付期間 令和6年（2024年）2月20日（火）から令和6年（2024年）2月27日（火）まで
（交付時間は、土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時まで）
 - イ 交付場所 (1)において直接交付又はホームページからのダウンロードによる。
ホームページのURL：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/kinkai_nyusatsu.html
- (3) 参加表明書等の提出部数、提出期限及び提出方法等
 - ア 提出部数 1部
 - イ 提出場所 (1)に同じ
 - ウ 提出期限 令和6年（2024年）2月27日（火）午後5時まで（消印有効）
 - エ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便）
- (4) 参加表明書の作成上の留意事項

別添「プロポーザル参加表明書作成要領」のとおり
- (5) 企画提案書の提出部数、提出期限及び提出方法等
 - ア 提出部数 9部（提案者名は、別途通知する「記号」とする。）
 - イ 提出場所 (1)に同じ
 - ウ 提出期限 令和6年（2024年）3月5日（火）正午まで（消印有効）
 - エ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便）

9 企画提案書の内容

別添「令和6年度（2024年）北海道医療勤務環境改善支援センター運営事業委託業務企画提案指示書」のとおり

10 見積書の提出

プロポーザル審査委員会で選定された企画提案事業者には、あらためて当該業務の見積書の提出を依頼する。

11 その他留意事項

（1）支払条件

契約金額の範囲内で概算払ができる。

（2）無効となる参加表明書または企画提案書

参加表明書または企画提案書が次の事項のいずれかに該当する場合は、無効となる場合がある。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

（3）選定・非選定の通知

企画提案事業者に対しては、選定・非選定の結果について通知する。

（4）その他

ア 企画提案の作成及び提出にかかる費用は、企画提案者の負担とする。

イ 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。

ウ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

エ 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道と受託者が協議して決定する。

オ 受託者は、受託業務の処理に伴い、著作権その他権利の生じたときは、それらの権利を北海道に移転しなければならない。

カ 提出された企画提案書は、公正性、透明性、客観性を期すため公表することがある。

キ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び企画提案の提出者としての通知を受けなかった場合は、企画提案を提出することはできない。

ク 参加表明書を提出後、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、企画提案の意思がないものとする。

ケ 企画提案の作成のため、北海道から受領した資料は、北海道の了解なく公表・使用することはできない。